

市第 111 号議案

第 5 期横浜市地域福祉保健計画の策定

社会福祉法第 107 条第 1 項の規定に基づき、第 5 期横浜市地域福祉保健計画を次のように定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

第 5 期横浜市地域福祉保健計画

第 1 計画の趣旨

1 地域福祉保健計画について

(1) 横浜市の地域福祉保健計画

横浜市の地域福祉計画は、2004年度（平成16年度）に第 1 期計画を策定し、第 2 期計画からは名称を「地域福祉保健計画」とし、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。

さらに、第 3 期計画からは、横浜市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が定めていた「横浜市地域福祉活動計画」と一本化して策定することにより、市と市社協の取組を一体的に推進しています。

(2) 地域福祉保健計画の推進における「自助」、「共助」、「公助」の連携

地域福祉保健においては、個人でできることは自分たちで取り組む「自助」、ひとりでは解決できないことをお互いに助けあう「共助」、行政でなければ解決できない問題に取り組む「公助」が相互に連携して進められることが重要です。

地域福祉保健計画では、生活課題や地域課題の解決に向けて「自助」、「共助」、「公助」を組み合わせ、関連づけな

から総合的に取組を進めていきます。

(3) 地域福祉保健計画の策定の趣旨

地域福祉保健計画の策定の趣旨は、地域住民と関係機関・団体等が協力して取り組む地域づくりを計画として明文化し、合意形成を図りながら推進していくことにあります。

計画の策定を通じて、地域住民と関係機関・団体等が地域ごとの現状と課題を明らかにし、より良いまちづくりに向けた目標を共有することで、同じ方向を見据えて、それぞれの役割に応じた取組を進めていくことができます。

地域住民や地域の多様な主体が互いにつながり、支えあう地域共生社会の実現に向けて、地域に暮らす一人ひとりが「私たちのまち」に関心を持ち、地域福祉保健の推進に取り組んでいくことが重要です。

(4) 計画期間

計画期間は、2024（令和6）年度～2028（令和10）年度の5年間です。

2 計画の位置づけ

(1) 「横浜市中期計画2022～2025」との関係～「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」に向けて～

本市では、令和4年度に策定した中期計画2022～2025において、2040年頃のありたい姿として、横浜に関わる人・企業・団体の皆様と共有する指針となる「共にめざす都市像『明日をひらく都市 OPEN×PIONEER 2040 YOKOHAMA』」を掲げました。

その実現に向けた10年程度の取組の方向性として、基本戦

略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げ、中期計画の核に据えています。

この基本戦略では5つのテーマを掲げ、子育て世代への直接支援に加えて、地域コミュニティや経済活性化、まちづくりなど、様々な施策分野を連携させることで、市民生活の質と都市の活力の向上の好循環を生み出し、横浜の魅力を総合的に高めていくことを目指しています。

横浜市地域福祉保健計画は、基本戦略の推進にあたって主にテーマ02：コミュニティ・生活環境づくり「未来を育むつながり・自然・文化・学びに溢れるまち」の実現に向け、互いに支えあい誰もが自分らしく活躍できる地域づくりなどを推進する計画として位置づけられています。

横浜市地域福祉保健計画の推進を通じて、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境を醸成し、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指します。

(2) 主な福祉保健の分野別計画との関係

地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害のある人、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び支援機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。

分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と連動して取組を進めることで対象者の地域生活の充実

を図っていきます。

なお、横浜市成年後見制度利用促進基本計画については、本計画の一部として位置づけ、一体的に策定し推進します。

生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であるため、生活困窮者自立支援方策を地域福祉保健計画の中に位置づけて取り組むこと、とされています（市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成26年3月27日社援発0327第13号））。

横浜市では、本制度の基本理念と方向性を計画で示し、より具体的な事項については、「横浜市生活困窮者自立支援制度業務推進指針」に示すことで計画的に推進していきます。

(3) 市計画・区計画・地区別計画の関係

横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18区の区計画及び地区別計画（地区連合町内会単位）で構成しています。

政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービスの提供や、区民ニーズや地域特性に基づく取組の中心は区であるため、各区で区計画を策定しています。さらに、地域課題や生活課題にきめ細かく対応するためには、お互いに顔の見える小さな圏域を単位とすることが必要なため、第2期計画から各区で地区別計画を策定・推進しています。

市計画では、計画の推進を通じて目指す目標である「基本理念」と、より具体的な方向性である「目指す姿」、計画の推進にあたっての前提となる考え方である「推進の視点」を示しています。

これらは、全市に共通する目標、方向性、考え方であり、市計画は区計画の推進を支援する計画として位置づけられます。

区計画・地区別計画では市計画の「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を踏まえつつ、各区の地域特性に応じた方針・取組を検討します。

ア 市計画

(ア) 全市域を対象とした計画

(イ) 全市に共通する「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を明示

イ 区計画

(ア) 区（全体）計画

区の特徴に応じた、区民に身近な中心的計画

(イ) 地区別計画（地区連合町内会単位）

地区別の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社会福祉協議会・地域ケアプラザが協働して策定・推進する計画

第 2 横浜市の地域福祉保健計画を取り巻く状況

1 第 4 期計画の振り返りと第 5 期計画のポイント

(1) 身近な地域における「つながり」と「支えあい」の創出

幅広い対象者を意識した、地域主体の見守りの仕組みづくりが進んでいます。今後は地域全体で日常的な見守りを進める重要性を周知することや、地域住民による日頃の支えあいを推進する支援が必要です。

日常の中で緩やかにつながる機会が広がっています。また

、より身近な地域での活動の重要性が共有され、実践が進められています。今後は、支えあえる地域づくりに向けて、若い世代や企業で働く人など幅広い層へのアプローチや啓発方法を工夫する必要があります。

(2) 世代や分野にとらわれない、包括的な支援体制の構築

分野にとらわれない、地域主体の見守り・早期発見の仕組みづくりが進められてきています。今後は支援が必要な人が、生活課題が複雑化・深刻化する前の段階で適切な支援につながるよう、環境づくりを進めていく必要があります。

地域にある活動団体が、課題ごとに分野の枠を超えて横断的につながり、必要な取組を進めています。地区連合町内会や地区社協等と企業、NPOなどの団体が連携した取組が多く、多くの地域で進むよう、引き続き、活動事例の共有や取組検討の場づくりなどを進めていくことが必要です。

判断能力の低下等があっても地域で安心して生活できるような、地域ネットワークの構築と拡充が必要です。

地域活動の担い手不足解消と持続可能な運営のために、地域福祉保健活動に関わる人材の裾野の拡大や、民生委員・児童委員の活動を安心して続けられるようなサポート体制が必要です。

(3) 困りごとを相談しやすい環境整備

住民の生活により身近な地域で支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくりとして、地域ケアプラザや地域子育て支援拠点などの整備が進みました。

権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進を目指し、成

年後見制度利用促進の中心的な役割を担う中核機関が整備され、権利擁護支援が必要な方へ様々な取組を進めています。

一方で、近年では、いわゆる「8050問題」やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりなど困りごとを抱えていても、誰にも相談することができずに地域の中で孤立し、問題が深刻化してしまう人たちの存在も浮き彫りになっています。

自分から支援を求めることが難しい人が、支援を受けにくいという問題もあり、生活困窮者自立支援方策との一体的実施を更に推進し、困りごとを相談しやすい環境整備や関係機関が連携した対応ができるような仕組みづくりが必要です。

(4) 様々な立場や背景、価値観の違いといった多様性を理解し、尊重しあえる機会の創出

幅広い対象に向けた普及啓発活動や福祉教育等の多様性理解のための取組に加え、子どもの居場所づくりや生活困窮世帯への支援、外国籍の子どもと地域の交流など、日常の中で緩やかにつながる機会や場が増えています。

一方で、障害のある人や外国人、性的少数者など、様々な立場や背景、価値観の異なる人やその考えについての理解をより一層深めていくことが求められています。

また、交流などを通じて市民一人ひとりが障害者に対する正しい理解を深めることにより、障害者が支援を求めやすい環境を整備することなどが 필요합니다。

今後は、多様性を理解しあう関係づくりに向けた、様々な人が立場や背景を超えて参加できる、日常的につながる機会や場づくりが必要です。

(5) 支援機関同士の情報共有・連携強化を通じた支援体制の強化

支援機関や関係機関・団体、地域活動者の特性に応じたコーディネート機能が高められ、それぞれが連携・協働しながら地域福祉保健活動の推進に向けて役割を果たしています。今後は、複雑化、多様化する地域課題に対応するため、より一層コーディネート機能を強化していくことが必要です。

住民・住民組織と地域にある社会福祉法人等の施設、企業、NPO、学校等の連携・協働の取組が広がっていますが、更に地域のニーズに応じて連携先の強みを生かした取組を行うためには、単発的な取組から継続的な連携へと広げていくことが求められます。

複合的な生活課題についての検討では、分野を超えた様々な関係機関・団体や地域住民が参加し、協働した取組が行われていますが、今後は特に区域での課題共有等を進めるなどが必要です。

(6) 学校と地域が一緒になって子どもを育てるための取組

地域子育て支援拠点の整備が進みました。今後は、地域での親子の居場所を利用したことがない親子を、身近な支援の場へとつなぐ取組などアウトリーチの活動を進めることが必要です。

子どもの頃から地域の中でつながる場や機会が広がっていますが、今後は学校や地域が一緒になって青少年や若い世代の地域とのつながりを持続的に形成、発展させていくことも必要です。

(7) 一人ひとりの関心・参加意欲、個性に着目した多様な活動
機会の創出

多様な世代や人々が交流しつながら場や機会が徐々に広が
ってきていますが、新たな交流の方法や開催方法を工夫し、
市民参加の裾野を更に広げていく必要があります。

特に住民一人ひとりが楽しむことができる活動を広げ、社
会参加につなげることが重要であり、福祉保健活動という枠
にとらわれない自由な活動を推進していくことも必要です。

また、地域活動の活性化に向けて支援制度や活動のノウハ
ウの周知を促進するとともに、制度を利用しやすくする必要
があります。

それぞれの主体の強みや特徴を生かし連携・協働を促進し
ていくために、様々な活動団体、参加者同士がつながる交流
の機会や場を更に増やしていく必要があります。

第 3 第 5 期計画の方向性

1 全体像と基本理念

(1) 基本理念～計画の推進を通じて目指す目標像～

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」
をみんなでつくろう

(2) 目指す姿

ア 認めあい

お互いに尊重し、安心して自分らしく暮らせる地域

イ つながり

気かけあい、支えあい、健やかに暮らせる地域

ウ ともに

助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、ひとりで抱え込まない地域

(3) 推進のための取組

ア 身近な地域で支えあう仕組みづくり

イ 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

ウ 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

(4) 推進の視点

ア 地域住民と支援機関・関係機関の協働により、地域福祉保健を推進する

イ 一人ひとりの暮らしに着目して支える

ウ 既存の枠組みにとらわれず解決に向けて取り組む

2 目指す姿

(1) 認めあい～お互いに尊重し、安心して自分らしく暮らせる地域～

地域には様々な立場や背景の人がいます。その中には、その存在が十分に認識されず、孤立しがちになるなどの生きづらさを抱えた人もいます。また、社会や生活環境の変化により、あるがままの自分であることが難しくなっている人もいます。

どのような人でも、安心して自分らしく暮らしていくためには、身近な地域で「受け入れられている」、「ここにいていい」と感じられることが必要です。

同じまちの中で一人ひとりの多様性を広く受け入れ「お互いを知り、認めあい、尊重する」ことで、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会を目指します。

(2) つながり～気かけあい、支えあい、健やかに暮らせる地域～

一人ひとりの「つながり」の形は多様です。近所の人と世間話をする、ひとり暮らしの方を日頃から気にかけている、共通の趣味を持った者同士で集まる、生活の中で様々な困難を抱えている人が近隣の住民や専門職のサポートを受ける。これらはいずれも暮らしの中にあるかけがえのない「つながり」といえます。

交流する場や機会を通じて、人と人との「つながり」をつくることは、暮らしを生きがいのある充実したものとし、心身の健康にも良い効果をもたらすことが期待されます。

人と人との「つながり」が、心身の健康や役割の創出などを通して支えあいへと発展し、暮らしやすい地域の実現へと近づきます。

一方で、コロナ禍の影響や社会環境の変化により、これまでに比べて、つながりや気かけあう機会が減少してしまっている地域もあります。

今改めて身近な地域でつながることの大切さを共有し、お互いに気かけあい、支えあえる地域を目指します。

(3) とともに～助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、ひとりで抱え込まない地域～

困りごとを抱えながら暮らしている人の中には、「周囲に知られたくない」、「誰に頼れば良いか分からない」など、助けてと言えない人も多くいます。その一方で、「困っている人に気付いていても、どうすればよいか分からない」、「

どう支援したらよいか分からず、抱え込んでしまっている」といった人もいます。

助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、孤立することなく、周囲に相談できる環境を地域の中に整えていくことが必要です。

「住民同士のつながり」や「行政・関係機関等の分野を超えた連携」の推進など、あらゆる人や主体が「ともに」取り組んでいくことで、ひとりで抱え込まない地域を目指します。

第 4 推進のための取組

1 身近な地域で支えあう仕組みづくり

日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実に取り組むほか、地域の課題解決に向けた住民・支援機関・関係機関の連携を促進していきます。また、高齢化の進展等を見据えて認知症や障害のある人の権利擁護を推進するとともに、生活困窮、いわゆる「8050問題」、ひきこもり状態にある人やヤングケアラー、ダブルケア等、その家族への支援などにも取り組みます。あわせて、子育て世帯が孤立しないよう地域における子育て支援の場や機会を拡充します。

(1) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実

ア 身近な地域で気かけあい、困りごとを抱えた人への気付きを広げる

イ 日常的なつながりを通じた見守りの体制づくり

ウ 安心して地域生活を送るための支えあいの充実

(2) 課題解決に向けた住民、支援機関、関係機関・団体の連携

- ア 困りごとを抱えた人を住民、支援機関、関係機関・団体が連携して支援する
- イ 各関係機関が持つ力を発揮できるようなコーディネート機能の充実
- ウ 支援する人がひとりで抱え込まずに、つながって受け止める体制づくり
- エ 複合的な課題に対応するためのネットワークの構築

(3) 身近な地域における総合的な権利擁護の推進

横浜市成年後見制度利用促進基本計画については地域福祉保健計画の一部として位置づけ、第4期に引き続き、本計画の一部として一体的に策定・推進します。

権利擁護は、高齢者・障害のある人も含めた全ての人の権利を尊重し、自己実現・自己決定を支援していくことです。成年後見制度利用促進も含め、児童虐待や消費者被害など、個人の権利や利益が侵害されることがないよう取組を進めます。

- ア 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の充実
- イ 権利擁護支援を推進する地域連携ネットワークの拡充

(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者自立支援制度の基本理念の一つである「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を実現するため、生活困窮者自立支援方策を本計画の一部として位置づけ推進していきます。

生活困窮者支援は、経済的な自立だけではなく、日常生活や社会生活の自立など、その方の状態に応じた自立を目指し

ています。そのために、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築するとともに、「支える・支えられる」ではない「相互に支えあう地域」の構築を本計画と一体的に推進します。

ア 複合的課題に対応するための多機関連携

イ 社会的孤立状態の予防、解消

ウ 支援者の孤立予防

エ 「支える側」、「支えられる側」にとらわれず、誰もが地域の一員としての居場所や役割を持てる地域づくり

2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

地域では人口減少・少子高齢化等により地域活動の担い手不足等の課題があります。地域で活動している関係組織・団体の支援に取り組むほか、社会福祉法人・企業・学校等の福祉保健活動への参画を支援します。また、区役所、区社協、地域ケアプラザ等が協働して地域を支えるための基盤づくりを進めます。

(1) 地域における関係組織・団体の体制の強化

ア 自治会町内会、地区社協、地区民児協等の活動や運営の継続・拡充に向けた支援

イ 地域における福祉保健活動の推進に向けた関係組織・団体の協力体制づくり

ウ 新たな活動の立ち上げや継続・拡充に必要な支援の充実

(2) 社会福祉法人・企業・学校等の主体的な参画に向けた支援

ア 社会福祉法人・企業による地域貢献活動の促進

イ 地域と学校の連携・協働の推進

ウ 多様な主体が連携して地域課題を解決するための支援

(3) 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり

ア 地域特性を踏まえた地域支援の推進

イ 個別支援と地域支援の一体的な推進に向けた地区別支援チームの総合力の発揮

ウ 包括的な支援の体制づくりに向けた関係機関の連携・協働

3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

障害のある人や外国人、性的少数者など、様々な立場や背景、価値観の違いといった多様性を理解し、尊重しあえる地域づくりを進めます。また、身近な地域で交流し、つながり、社会に参加する機会を創出・拡充するとともに、一人ひとりの状況に合わせた健康づくりを推進します。デジタル技術の活用など、アフターコロナも含めた新たな時代や環境の変化に即したつながりづくり等も検討・創出します。

(1) 多様性を理解し、尊重しあえる地域づくり

ア 立場や背景、価値観の違いを理解し、尊重しあえる風土づくり

イ 日常のつながりの中での相互理解の推進

(2) 交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充

ア 身近な地域で交流し、つながることの大切さの共有

イ 多様な世代や背景の人と人、人と組織がつながる場や機会の拡充

ウ 生きがい・楽しみと福祉保健活動の一体的な推進

エ 子どもの頃から地域とつながるきっかけづくり

オ 時代や環境の変化に即したつながりづくりの検討・創出

(3) つながりを通じた健康づくりの推進

ア 様々な状況にあっても一緒につながることができる健康づくりの推進

イ 一人ひとりの状況に合わせて健やかに過ごすための環境づくり

ウ 地域住民、関係団体、医療機関、教育機関、企業・商店など様々な主体による健康づくりの推進

第 5 推進体制

1 推進体制

計画の推進にあたっては、行政・社協・地域ケアプラザが、生活課題や地域課題の解決に向けたコーディネートを中心に担います。また、各区、各地区で地域福祉保健計画を推進していく際も、区役所・区社協・地域ケアプラザの三者が連携しながら、その役割を果たしていきます。

しかしながら、地域づくりは支援機関だけで行うものではありません。横浜の地域社会には、多様な人材と活発な市民の力が豊富にあります。また、地域住民だけでなく、施設、企業・商店、NPO、学校等、地域には様々な主体の参画も進んでいます。

住民・支援機関・関係機関等が連携し、住民主体の地域運営が行われるよう、協働して取組を進めていきます。

2 推進の視点

(1) 地域住民と支援機関・関係機関の協働により、地域福祉保

健を推進する

地域においてこれまで築いてきた身近な支えあいを継続し更に高めていくためには、地域の課題に気付き解決するまでの過程において、地域住民の主体的な参画が不可欠です。暮らしの中での変化への気付きや、生活の延長線上での声かけ、気かけあいといったことは、同じ地域に暮らしているからこそできるものです。

支援機関は、そうした地域住民の主体性を大切にしながらも、住民任せとせず、地域とともに課題や目指す姿を共有し、合意形成を図りながら、解決に向けて主体的に取り組みます。

また、横浜の地域社会には、多様な人材と活発な市民の力が豊富にあります。地域住民だけでなく、施設、企業・商店、NPO、学校等、地域の関係者を幅広く捉え、それぞれが参画できるよう働きかけていきます。

(2) 一人ひとりの暮らしに着目して支える

なんらかの「支え」が必要になっても、これまでの生活やつながりを途切れさせることなく自分らしく暮らしていくためには、地域との関係性の継続・構築も踏まえた上で、制度やサービスと地域住民の支えあいを一体的に捉えて支援する必要があります。また、地域共生社会の目指す、支え手・受け手を越えた双方向の関係性は、これまでの暮らしの中にこそ、その人なりの強みや出番につながるヒントがあります。

一人ひとりの価値観やどのように暮らしていきたいのかという思いに着目し、これまでの暮らしやつながりを大切にし

ます。

(3) 既存の枠組みにとらわれず解決に向けて取り組む

地域では、様々な創意工夫により、数多くの支えあいの取組が生まれています。しかし、地域で新たな取組を始めようとしたときに、既存の制度や規制により、思うように進められないといったケースもあります。

また、社会の変容や生活課題の複雑・多様化により、これまでの支援制度では解決できない課題が増えています。

支援機関は既存の制度や業務の枠組みの中で捉えるのではなく、課題解決に向けて、各組織内、関係機関との連携を強化し、分野横断的な体制を整えながら、施策化や事業化も含めて、粘り強く取り組みます。

3 計画の評価方法

(1) 計画の評価時期

第 5 期横浜市地域福祉保健計画の評価は、2026（令和 8）年度に中間評価を実施し、計画期間後半の取組の推進方策に反映させます。

その後、計画推進の最終年度の 2028（令和 10）年度には計画期間全体を通しての推進状況について最終評価を行い、次期の計画策定に生かしていきます。

(2) 評価の基本的な考え方

地域福祉保健計画の策定・推進にあたっては、取組を定めて進めていくとともに、その取組の進捗や成果・効果等を定期的に振り返り、確認した上でその後の活動に生かしていくことが重要となります。

その一方で、第 5 期横浜市地域福祉保健計画の目指す姿である「認めあい」、「つながり」、「ともに」は、第 5 期横浜市地域福祉保健計画に記載された取組以外にも様々な取組と合わせて目指すものです。

また、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりは長い年月をかけて進めていくものであり、第 5 期横浜市地域福祉保健計画の計画期間である 5 年間では、その成果を適切に測ることが困難です。

したがって、評価については、「取組の良し悪しを判断する」のみではなく、「どのような変化があったか」、「次期計画に向けて何が必要か」を関係者間で話し合い、取組の推進や次期計画策定に生かすことを重視します。

(3) ロジックモデルを活用した評価

第 5 期横浜市地域福祉保健計画の評価では、取組と目指す姿の関係を明確にし、関係者間でのコミュニケーションを促進することを目的に、ロジックモデルを活用した評価を実施します。

提 案 理 由

社会福祉法第 107 条第 1 項の規定に基づき、第 5 期横浜市地域福祉保健計画を策定したいので、横浜市議会基本条例第 13 条第 3 号の規定により提案する。

参 考

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（第 2 項及び第 3 項省略）